

令和3年第2回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年6月11日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治・ 開発交流推進課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 大島栄一
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第2回上毛町議会定例会議事日程（4日目）

令和3年6月11日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 日程第 3 議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 5 議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第37号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 発議第 2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第 9 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月1日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第36号、以上1件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をさせていただきます。

当委員会は6月7日、議会中小会議室において、文教厚生委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時51分開会、9時2分に閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長に説明を求めました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの発行に対し、地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託されることにより条例を改正する必要があるとの理由でした。いわゆるマイナンバーカードにおいて、再発行に関して800円の手数料を取るということです。

質疑あり。他の市町村は800円と一律か。答弁。一律である。

質疑。800円の手数料とあるが、預かり証等を発行するのか。答弁。9月1日の施行までに詳細を詰めて実施する。

討論なし。

採決の結果、全会一致で原案可決となりました。

報告は以上です。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで議長より、文教厚生常任委員長に対してお願いがございます。

文教厚生常任委員会は6月7日に1件の議題でございましたが、委員長報告の原稿が、事務局への提出がいまだになされておられません。この提出というのは、各歴代委員長、皆さんしていただいております。また、就任当初からもお願いしていることでございます。その間何をしていたか知りませんが、委員長としての自覚を持ち、責任ある行動をお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第33号、日程第3、議案第34号、日程第4、

議案第35号、日程第7、発議第2号、以上4件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は6月7日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時17分開会、9時45分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案3件、議員から提出された発議規則案1件の4件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資する押印の見直しを実施するという事で、5条例の変更を行う。

上毛町公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例は、宣誓書の印を削る。

上毛町固定資産評価審査委員会条例については、公示書に提出者の署名と押印が求められておりますが、署名、押印の部分の削る。

上毛町職員のサービスの宣誓に関する条例については、宣誓書の印を削ります。

上毛町立小学校の施設の開放に関する条例については、小学校施設利用許可申請書の申請者の印を削ります。

上毛町火入れに関する条例については、火入れ許可申請書の申請者の印を削ります。

今回の押印の見直しは、規則、規定、要綱等の見直しも必要になると。規則等の改正については、特例規則等を設けて押印の廃止を行います。なお、請求、契約等の関係書類については、押印の見直しの対象外となっています。これまでと同様に押印は必要となりますとの説明でした。

質疑。この事例は国のほうから示されたものか、上毛町独自で考えたものか。答弁。国のほうからガイドラインが示されている。それに沿って上毛町も押印見直しマニュアルを作成し、それに準じて各課のほうで準備を進めている状況である。

質疑。押印の省略について、心配されるようなことはないか。答弁。契約関係については押印が必要となっている。一つ心配になるのは、今回押印の省略は行わないが、

金銭を支払ったときの確認印として、今まで押印をいただいていた。今回はそれを残そうと考えている。

質疑。これは自筆でないといけないのか。答弁。今回、押印と併せて、署名も省略できるものは省略するように考えている。記名、パソコンで印字したものもあるので、併せて今回見直しを行いたいと考えている。

討論。討論なし。

採決。議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。これについては、国外居住親族の取扱いの見直し、寄附金の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の延長、雨水貯留浸透施設の課税の特例等があります。今回この改正における住民への影響はほとんどないと思われるとの説明でした。

質疑。第34条の7のアから成る特定法人があるが、上毛町はこれに当たるものは幾つあるのか。答弁。ほとんど上毛町では該当しないと考えている。

討論。討論なし。

採決。議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料税の減免についてが令和3年3月12日に通知されたことに伴い変更するものです。

今回の改正ですが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を令和3年まで延長する。それから、前年度との変更点は、国からの財政支援が10割から変更され、昨年度実績から2割補助となる見込みですと。コロナ禍の中、国保加入者が安心して生活できるよう減免制度を延長するものですとの説明でした。

質疑。本町の場合、どういう職種、職業が該当するのか。答弁。昨年実績ですが、自営業の方が4件、失業の方が4件との説明でした。

質疑。自営業というのは、例えば飲食店、カラオケ等、一般にテレビで言われている範疇になると思われるが、本町の場合その数が多くない。今、実情として本町のそういう方々に対する収入減はどのようなふうに見ているのか。答弁。自営業の方ですが、昨年においてはコロナ給付金が100万円などあったので、逆に所得が多くなった状況もあります。昨年あったけれども今年は分からないので、今後役場から個々の納税通知を出すときに、お困りごとはすぐ相談してくださいという形で、こちらのほうについても相談をいただかないと分からない部分があるので、引き続き対応していきたいと考えているとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上が、町長提出の審査内容です。

次に、発議の審査を行いました。

発議第2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者に補足説明を求めました。

介護等いろいろなものが加わって活動がしやすくなった、北九州市は9月の定例議会で改正することが報道されている、これは我々議員にとって活動しやすい事柄が明確に示されている形になっているとの補足説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。発議第2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第6、議案第37号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君） それでは、予算決算常任委員会より報告します。

予算決算常任委員会は6月9日午前8時55分より、中小委員会室において、町長、副町長をはじめ、執行部の各課長と議員全員が出席し、開会しました。

本委員会では、議案第37号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億2,765万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億765万8,000円とするを議題としました。

まず、最初に、総務課長より総括説明を受け、次に各担当課長から説明を受けました。

それでは、ここで主な質疑の内容を報告します。

まず、最初に、総務課長の総括説明を受け、それに対する質疑が出ました。

コロナ対策として、75歳以上18歳未満の人たちには3万円の補助が出るが、皆に出してもよいのではないか。答弁。一律に配る案もありかと考えたが、国からの補助金であり、町内各施設の空調設備や小中学校の水道の蛇口等々の改修工事のほうが第一だと判断し、優先順位を決めさせてもらった。

次に、本題に入り、歳出から款ごとにページを追っていき、歳入は一括にて質疑を受けました。

質疑。コロナ対策として、子育て世代生活支援給付の対象年齢は18歳までだが、大学生は対象とならないのか。これに対する答弁は、大学生は住民票との兼ね合い等があるので、今回は対象外とした。今後を見据え配慮して行きたい。

質疑。職員がワクチン接種会場等で時間外勤務をしているが、その内訳は。答弁。

1回当たり30名で、4時間、32回分である。

質疑。ワクチン保管用非常電源等を購入しているが、防災等に利用できるのか。答弁。今回2台を購入し、防災等にも利用できるよう移動が可能である。

質疑。水田農業担い手機械導入支援、その事業で補助金は誰に、という質疑に対して、答弁。唐原のヒガシさんでコンバイン、乗用管理機2台分である。

質疑。牛頭天王公園の、のり面伐採とは。答弁。公園が整備され、きれいになった

ことにより、利用者が多くなったため。東側ののり面のことである。

質疑。プレミアム商品券の発行はいつぐらいになるのか。答弁。8月7日より予定している。

次に、歳入に移りまして、質疑。留保財源は幾らぐらいあるのかの質疑に対し、答弁。約3億円ぐらいはある。

今まで述べた以上が、本案に対する質疑の主立った内容であります。

本案を採決し、本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求め、起立多数で可決されたことを報告いたします。

次に、私の持論ではないですけど、委員長としての考えで、このとき安元委員よりコロナ支援金に対し附帯決議案が出されました。これに対して、当委員会では採決を採ることといたしました。

採決の結果、安元委員の案は賛成少数で少なかったため、否決されました。

今度の委員会で、附帯決議案等は、私自身初めてのこととなる経験をさせてもらいました。これらの問題を踏まえ、全協や委員会等に持ち帰り、勉強会を開き、上毛町議会がもっと前に進むことを皆さんにお願いして、私の報告を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○予算決算委員長（峯 新一君）ありがとうございます。

○議長（宮崎昌宗君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第34号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第35号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第36号に反対の立場から討論いたします。

マイナンバーカードはまだ情報管理のセキュリティが十分確立しておらず、情報が漏れるリスクがあるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第36号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第37号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）。これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、議案第37号について反対の立場から討論をいたします。

少し長くなりますけど、お許しをいただきたいと思います。

住民の皆さんからバッジを預かっている身であり、また、二代表制の一翼を担っている立場から、反対せざるを得ない状態であります。

この議案の内容は、コロナ禍に対応する予算措置であると言っても過言ではありません。重要な予算であり、一日も早く可決して実行に移さなければなりません。

私は、12月定例会のときにも申し上げましたように、木を見て森を見ないようなタイプの者ではありません。しかし、今回の予算措置は、私の政治信条からしてどうしても認めることができません。

一昨日の委員会のときに申し上げましたように、坪根町長のコロナ禍に対する取組は極めて慎重であり、町民の命と健康を守る思いは、町民も等しく認めているところであります。昨年からの事例一つ一つを取り上げて申し上げますが、5月から始まった予防接種にしてもしかり、まさにオール上毛か、上毛ワンチームかを彷彿とさせるようなチームワークを実現させ、町民の皆さんは全幅の信頼と敬意と感謝の念でいっぱいであろうと推察をいたします。

このように立派に進めてきている中であって、今回の処置は、WHY、日本語で言いますと「なぜ」となるわけです。しかも、唐突に疑問を抱かざるを得ません。

町長、御存じかもしれませんが、こんな言葉があります。隣に蔵が建てば俺は腹が立つと。百姓根性でしょうか。今回の場合、隣は75歳以上が2人いて6万円もらえる。俺のところは72歳が2人いるが該当しない、ゼロ円である。先ほど申した言葉が当てはまるのではないのでしょうか。町長、今回該当しない年齢の方々も、コロナ禍で心配と苦勞をしていると思います。町長、人心を分断してはいけません。人心を掌握して対応しなければ、政治を進めるのに苦勞します。本町のように小さな自治体は、町長と住民の距離が近いアットホーム的なようなところがあります。

こんな実例があります。過去のある集会で、少し年配の女性がこんなことを言っていました。「町長さんの姿を見に来た、町長さんのすばらしい声を聞きに来た」と。町長、まさにそこですよ。このようなことを大切にしてください。

これから先、大きなプロジェクトが始まります。新体育館の建設であります。こんな小さな町にこんな大きな体育館が必要であろうかと、人口は減る一方で誰が使うのかと、維持費が相当かかるだろうと、これから先、こんな話がどんどん出てきます。そうしたときに、町長と町民の気持ちが通じ合っていかなければなりません。官民が

力を合わせて上毛町をつくり上げていかなければなりません。町の建設計画の中にもうたわれていますように、協働の精神、共に働くですね、醸成していかなければなりません。人心を引き離してはいけません。今回支給対象外の皆さんにも、できるだけ早く結論を出して対応してあげてください。

一昨日の委員会の中で、町長のポジティブな発言があったかと思いますが、もう一押し欲しかったと思っております。せめて附帯決議を取り付けて、全会一致の採決になればという思いを致しましたが、それもかなわず、反対のスタンスを取ることになりました。残念に思っています。

以上、長くなりましたが、これをもって反対討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本議案、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場より討論いたします。

本予算は、学校施設の修理、福祉としての高齢者生活支援、子育て世帯への生活支援、コロナワクチン接種時報償費、また、道の駅や大平楽の施設改修費等、民生、農政、医療福祉、教育等、必要不可欠で適正な予算配分と見られます。予算というものは、その1回において公平はできず、長きにわたって公平公正が可能になり、一時的に公平をなすものではありません。

私は、今後の町長の諸施策において、町民あまねく公平公正の恩恵が降り注げられることを期待し、本予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第37号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第7、発議第2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、発議第2号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査と

したい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員